

平成25年11月14日
松本信用金庫

金融円滑化法に基づく説明書類の公表について

松本信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに経営相談・経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、最も重要な役割の一つであると認識し、金融円滑化に取り組んでおります。

さて、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「法」といいます。）は本年3月末に期限到来となりましたが、松本信用金庫は同法の期限到来後もお客様に対して、弾力的、迅速、かつ真摯な対応に努め、金融の円滑化を積極的に推進してまいります。

このたび、法に基づく平成25年9月末時点の法第7条第1項に規定されている下記の説明書類がまとまりましたので、別紙のとおり公表いたします。

法は、平成25年3月末日をもって失効しておりますが法の規定により、平成25年3月31日までの方針、体制および実施状況を1年間掲示するものです。

記

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況
- 第6 法第5条に基づく措置の実施状況

以上

金融円滑化のための基本方針

松本信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 理事会の役割

理事会は、金融円滑化管理にかかる最終責任機関として、金融円滑化の管理を徹底するための態勢を構築します。

(2) 金融円滑化管理委員会の役割

金融円滑化管理委員会は、理事長が任命した代表理事を委員長とし、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、中小企業者および住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るための施策等に関する検討・協議を行います。

(3) 金融円滑化管理責任者の役割

金融円滑化管理責任者は理事長が任命した代表理事とし、金融円滑化管理に関するお客様への適切な対応を徹底するための態勢を整備します。また、金融円滑化管理に関するお客様への適切な対応等にかかる事項を統括・管理します。

(4) 金融円滑化実施責任者の役割

金融円滑化実施責任者は営業店の店長とし、店内での金融円滑化に関する方針・施策の徹底、苦情相談対応、進捗管理、実績管理などを行います。

(5) 苦情相談窓口

営業店においては、金融円滑化実施責任者が中心となり苦情相談を承ります。

また、本部においては、業務監査部がお客様からの苦情相談を直接お受けする体制とし、営業店と本部が連携して対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関からお借入れを行っているお客様からお借入条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

お借入条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制について

1. 各営業店は、全てのお借入条件の変更等のご相談について真摯に対応し、対応状況等を所定の書式に記録します。
2. 営業店の担当者は、各自が受付けたお借入条件の変更等のご相談の進捗状況について、金融円滑化実施責任者である店長にもれなく報告します。
3. 金融円滑化実施責任者は、定期的に進捗状況を点検、取りまとめたのち、金融円滑化管理の主管部署である融資部に報告します。
4. 融資部は、各営業店からの報告を取りまとめるほか、進捗状況を含む各営業店の対応状況を点検し、各営業店を指導・支援するとともに、対応状況を金融円滑化管理責任者に報告します。
5. 金融円滑化管理責任者は、対応状況について定期的または必要に応じて経営陣に報告し、経営陣の協議・検討により、以後の改善を図る体制とします。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る
苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

お借入条件の変更等にかかる苦情相談を適切に行うための体制について

1. 営業店に配置した金融円滑化実施責任者が中心となり、お借入条件の変更等にかかるお客様からの苦情相談に対応します。また、お申し出があった苦情相談については、その内容を記録・保管するとともに、金融円滑化実施責任者を通じて、速やかに苦情相談の主管部署である業務監査部に報告します。
2. 本部においては、業務監査部がお客様からのお借入条件の変更等にかかる苦情相談に直接対応します。
3. 業務監査部は、関係各部と協力して問題の解決に努めるとともに、営業店を指導・監督します。
4. 業務監査部は、全体の苦情相談対応状況を一元管理するとともに、金融円滑化管理責任者に報告します。
5. 金融円滑化管理責任者は、苦情相談対応状況について定期的または必要に応じて経営陣に報告し、経営陣の協議・検討により、以後の改善を図る体制とします。
6. 苦情相談対応状況の記録は、各営業店と業務監査部で厳格に管理・保管します。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を行うための体制について

1. 中小企業者の健全な発展に資するため、営業店と本部が一体となって積極的な経営改善支援活動を行います。
2. 営業店は、お客様の経営がより良い方向へ進むよう、お客様と一緒に考えて、お客様をサポートします。
3. 経営改善への支援を行うための専門的な組織である融資部融資企画課は、営業店と協力してお客様と面談するなど、経営改善支援に関する営業店の活動をサポートします。
4. 融資部融資企画課は、営業店職員のコンサルティング能力向上のための実践指導を行い、レベルアップを図ります。
5. 事業に関する経営改善計画等を策定した場合には、営業店および融資部融資企画課がその進捗状況の確認・検証等を定期的に行うなど、お客様の経営改善見直しのための支援を行います。
6. 当金庫の経営改善・再生支援のみでの改善が困難と判断されるお客様については、必要により経営コンサルタント・税理士などの外部の専門家と連携するとともに、中小企業再生支援協議会などの外部機関を活用し、中小企業のお客様の再生に取り組めます。
7. 融資部は、経営改善支援の活動状況を金融円滑化管理責任者に報告します。
8. 金融円滑化管理責任者は、経営改善支援の活動状況について定期的または必要に応じて経営陣に報告し、経営陣の協議・検討により、以後の改善を図る体制とします。
9. お客様からの経営相談に適切に対応するため、研修などにより職員の目利き力の向上に努めます。

5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,514	6,957	11,318	17,477	24,664	29,633	38,031	46,592	51,941	58,571	63,146	71,810	83,966	83,966	83,966
うち、実行に係る貸付債権の額	394	6,289	10,592	16,073	23,708	27,295	34,985	43,312	50,191	55,770	61,217	69,353	80,820	81,855	81,855
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	11	136	261	267	524	725	740	811	834	834	933	1,038	1,049	1,049
うち、審査中の貸付債権の額	1,109	597	455	971	510	1,616	1,936	2,062	411	1,434	556	920	1,503	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	10	59	133	171	177	196	384	476	527	531	538	603	603	1,060	1,060

5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	85	432	702	968	1,282	1,563	1,900	2,260	2,588	2,897	3,184	3,531	4,197	4,197	4,197
うち、実行に係る貸付債権の数	57	352	620	884	1,167	1,434	1,769	2,126	2,459	2,736	3,035	3,382	4,001	4,063	4,063
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	12	26	27	42	48	50	52	55	55	56	71	76	76
うち、審査中の貸付債権の数	27	70	46	28	56	47	41	40	28	55	42	38	70	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	9	24	30	32	40	42	44	49	51	52	55	55	58	58

6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	49	370	692	906	1,133	1,264	1,465	1,626	1,828	1,928	2,051	2,162	2,320	2,320	2,320
うち、実行に係る貸付債権の額	12	178	397	670	825	978	1,139	1,348	1,510	1,636	1,719	1,844	1,954	1,954	1,954
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	68	74	87	115	115	117	117	117	141	141	168	197	197
うち、審査中の貸付債権の額	36	172	98	18	76	27	67	0	38	13	28	8	29	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	19	127	143	143	143	143	160	161	161	161	168	168	168	168

6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	24	52	67	90	102	121	135	147	157	162	170	177	177	177
うち、実行に係る貸付債権の数	1	11	29	50	64	78	95	112	122	131	136	143	149	149	149
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	5	6	8	13	13	14	14	14	15	15	16	17	17
うち、審査中の貸付債権の数	3	12	11	3	10	3	5	0	1	2	1	1	1	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	7	8	8	8	8	9	10	10	10	11	11	11	11